

独立行政法人通則法と独立行政法人個別法の関係について

独立行政法人通則法 制度の基本となる共通の法律事項を規定

1. 中期的目標管理と事後評価

大臣が中期目標設定（3～5年） 法人が中期計画策定
 評価委員会(外部有識者)が事後評価

2. 組織・業務の定期的な見直し

中期目標期間終了時に組織・業務全般にわたる検討
 組織・業務の改廃等の見直しを実施

3. 業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化

法人の実績・本人の業績を反映した報酬・給与の導入や、経営努力による剰余金の繰越使用も可能（いずれも評価委員会がチェック）

4. 情報の公開・企業会計原則の導入

財務諸表の作成、中期目標・中期計画・財務諸表・業務の実績・評価結果・報酬・給与等の公表

独立行政法人個別法 各法人に関する個別の法律事項を規定

< 独立行政法人通則法で個別法に委ねられている主な事項 >

1. 職員の身分
2. 法人の名称
3. 法人の目的
4. 主たる事業所
5. 政府の出資
6. 役員（名称、数、職務及び権限、任期）
7. 業務の範囲
8. 長期借入金、債券発行
9. 主務大臣等
10. 附則事項

施行期日、承継される特殊法人等の解散、特殊法人等からの権利義務の承継、関係法律の一部改正法 等